

令和7年度 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 事業計画書

少子高齢化・人口減少、介護や経済格差に伴う貧困問題、地域社会からの孤立などへの対応が求められている中、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の変化が、住民相互のつながりの希薄化や生活困窮状態の深刻化を加速させ、福祉課題もより一層複雑・多様化しています。これまでの制度ごとの支援や「支え手」・「受け手」という関係の支え合いから、分野を超えた総合的な支援と地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる支援へと転換することが求められています。

このような状況の中、国は「地域共生社会」の実現に向けて、地域にある課題を^{ひとごと}他人事ではなく「我が事」として捉え、地域住民の共助による「ともに創る住みよいまちづくり」を目指し、「包括的支援体制」の整備を進めています。

こうした背景の中、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の役割はますます大きくなってきています。そのため、本会は地域生活課題の解決に向けて、住民主体の理念を掲げながら、一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、行政をはじめ関係機関、民間諸団体等と一層連携を深め、きめ細やかな地域福祉活動を展開してまいります。

また、令和7年3月に開設しました「一宮市成年後見支援センター」は、成年後見制度の利用促進を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けて取り組みを進めてまいります。

みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会の実現をめざし、以下の基本方針により地域福祉の充実に取り組みます。

<基本方針>

1 地域課題への対応

住民主体の地域福祉活動をより一層推進し、住民支え合い活動の推進を図るための取り組みを行います。公的な福祉サービスでは十分な対応ができない課題等に対し、様々な団体・組織の地域福祉活動を支援することにより、地域の生活課題の解決を目指します。

重層的支援体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援が円滑に進められるよう多機関協働体制の構築を図ります。

ちょこボラサービス等の住民の助け合いの理念に基づく事業を進める等、住民主体の福祉のまちづくりをめざし、地域での生活支援の仕組みづくりを関係機関と連携して進めます。

2 地域福祉活動の推進

地域福祉事業においては、支会間の情報交換に努め、支会活動の充実を図るとともに、職員が積極的に地域へ出向き、支会との連携を深めます。

ボランティアセンター事業では、「いちのみやボランティアフェスティバル」を開催し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

障害者福祉活動事業においては、「ユニバーサルスポーツ推進事業」を実施し、高齢者、障害者、子どものみならず誰でも一緒に参加できるスポーツの普及に努めます。

日常生活自立支援事業では、制度の周知に努め、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が自立して生活できるよう支援します。

3 介護サービスの経営

介護保険・障害福祉サービス事業においては、介護職員の人材確保を図り、収支改善を進めることで健全な経営に努めます。

また、職員の福祉に関する資格取得の推進・バックアップと若手職員の育成・スキルアップのための研修体制の充実を図り、積極的にオンライン研修も取り入れ、引き続き職員の資質向上に努めます。

さらに、「介護サービス情報の公表制度」の適格事業所として、ますます利用者から信頼される質の高いサービスを提供します。

4 法人運営の強化

法人の事業運営の強化及び透明性の向上、職員の資質向上、財務規律の強化、会員の増強を図り、広報紙、ウェブサイトを活用して市民にわかりやすい情報を発信し、信頼される法人運営に努めます。

また、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を実施し、職員の災害時における危機管理意識を高めます。

＜ 社会福祉事業内容 ＞

1 法人運営事業

- (1) 法人運営全般
理事会・評議員会を開催する。

2 企画・広報事業

- (1) 一宮市社会福祉大会を市と合同で開催する。
- (2) 寄付者に対し顕彰を実施する。
- (3) ウェブサイトにより、迅速でわかりやすい情報発信を行う。
- (4) 一宮市と一体的に策定した地域福祉計画活動計画の周知を図る。
- (5) 広報紙「いちのみやの社会福祉」を発行する。

3 地域福祉活動推進事業

- (1) 市民総参加を基盤とした支会組織の充実強化に努める。
- (2) 支会長会議を開催し、情報の共有化に努め、支会活動の活性化を図る。

4 ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンター事業を推進する。

- (1) 各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成に努める。
 - ① 手話奉仕員養成研修（市受託事業）
 - ② 夏休みこども手話教室
 - ③ 夏休みこども点字教室
 - ④ 点訳講習会
 - ⑤ 音訳ボランティア養成講座
 - ⑥ 傾聴ボランティア養成講座
 - ⑦ 防災ボランティアコーディネーター養成講座
 - ⑧ 視覚障害者ガイドヘルプ講習会
 - ⑨ こどもボランティアスクール
 - ⑩ 高齢者疑似体験インストラクター養成講座
 - ⑪ はじめてのボランティア講座
- (2) いちのみやボランティアフェスティバルを開催し、広く市民にボランティア活動を紹介し、福祉の理解を深める。
- (3) 広報紙・ウェブサイトによる情報発信を積極的に行い、ボランティア活動の啓発と普及に努める。
- (4) ボランティア福祉体験学習を実施し、青少年の福祉の理解を深める。

- (5) ボランティアセンターにおける登録・調整機能を強化し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求める人の橋渡しの円滑化を図る。
- (6) ボランティア活動保険の加入を促進する。
- (7) 家庭体験ボランティアによる児童養護施設の子どもの受入れを行う。
- (8) 災害ボランティアを派遣し、被災地を支援する。

5 共同募金配分金事業

共同募金配分金事業を推進する。

(1) 高齢者福祉活動事業

- ① 支会が開催する敬老会等の行事への助成を行う。
- ② 老人クラブへの助成を行う。

(2) 障害児・者福祉活動事業

- ① おもちゃ図書館の運営を行う。
- ② ユニバーサルスポーツ推進事業を実施する。
- ③ 各障害児・者団体の行事等への助成を行う。

(3) 児童・青少年福祉活動事業

- ① 市内の小中学校で福祉実践教室を開催する。
- ② こども盲導犬教室を開催する。
- ③ 福祉善行児童・生徒の表彰を行う。
- ④ 福祉推進校への助成を行う。
- ⑤ 児童福祉関係団体への助成を行う。

(4) 福祉育成・援助活動事業

- ① ふれあい・いきいきサロン交流会及び出張サロンを開催すると共に、サロンの立ち上げ支援を行う。
- ② 低所得者階層への援助を行う。
- ③ 関係団体への助成を行う。

(5) ボランティア活動育成事業

- ① ボランティアの地区活動推進及びグループ助成を行う。

(6) 歳末たすけあい配分金事業

- ① 満 70 歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問し、見守り活動を進める。

6 資金貸付事業

民生委員・児童委員との連携を図り、低所得者等の自立の援助に努める。

- (1) 県社会福祉協議会より受託の生活福祉資金貸付制度を適切に運用する。
- (2) 小口資金として、福祉金庫等の貸付を行う。

(3) 市の福祉総合相談室と連携し、貸付資金を適正に利用できるよう相談者を支援する。

7 居宅介護等事業

ケアプランに基づき訪問介護員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、障害者等に対し、訪問介護を行う。

- (1) 指定訪問介護事業における訪問介護サービスを実施する。
- (2) あんしん介護予防事業における訪問介護サービスを実施する。
- (3) 障害福祉サービス事業における訪問介護サービスを実施する。
- (4) 移動支援事業における訪問介護サービスを実施する。

8 居宅介護支援事業

介護支援専門員により、介護保険法に基づくケアプランの作成及びあんしん介護予防事業における介護予防ケアマネジメントを行う。

また、一宮市から受託の「指定市町村事務受託法人いちのみや認定調査事業所」において、介護認定調査を行う。

9 相談支援事業

一宮市障害者相談支援センターの受託がなくなり、指定相談支援事業所として、障害者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるような確かなケアマネジメントを行います。

一方、「いちのみや指定相談支援事業所」については、契約の更新等に合わせ、他事業所への移管を進めながら事業規模を縮小していきます。

10 日常生活自立支援事業【県社会福祉協議会受託事業】

自らの判断で適切な福祉サービスを受けることが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活ができるように福祉サービスの利用援助を行う。

11 重層的支援体制整備（多機関協働）事業【市受託事業】

各種相談支援機関同士の顔の見える関係づくりを強化するため、分野を超えた機関が集い、学び合える場を設けるとともに、各機関の実情や抱える課題の把握、共有、分析を通じて、協働して課題解決を図る。

また、アウトリーチを通じて地域住民や多様な主体とつながり、制度やサービスだけでなく、地域の支え合い活動が連動した、継続的で多角的な支援体制の構築を図る。

12 生活支援体制整備事業【市受託事業】

地域において多様な生活支援サービスを提供する仕組みを構築するため、コ

ーディネーターを配置し、各種団体の連携強化、支え合う仕組みの構築を図る。

また、高齢者の日常生活上の困りごとを市民ボランティアが手助けする「ちょこボラサービス」事業を行う。

13 子どもに対する学習・生活支援事業【市受託事業】

高等学校等への進学を目標に学習する意欲のある中学生を対象に学習ルームを開設し、学習支援を行う。

また、子どもの進学について保護者に助言する等、親子双方に対して必要な支援を行う。

14 成年後見支援センター事業【市受託事業】

認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう周知啓発や相談支援を行う。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築のため、必要な取り組みを行っていく。

15 基金事業

基金の適正な運用及び、市民福祉の向上に資する活用を行います。

< 収益事業内容 >

1 自動販売機設置事業

一宮市立市民病院等に飲料水の自動販売機を設置し、収益金を社会福祉事業に活用する。